

石巻市立病院床頭台等設置運營業務仕様書

1 石巻市立病院の概要

- (1) 名称 石巻市立病院
- (2) 住所 石巻市穀町15番1号
- (3) 運営期間 令和9年4月1日～令和16年3月31日 7年間
ただし、行政財産目的外使用許可に係る覚書や仕様の定めに対して、特
段の事情がない限りは、8年目以降は事業者と協議のうえ1年毎、最長
3年間（計10年まで）延長できるものとする。
- (4) 建物の概要（病院棟のみ）
- ア 建築面積 4,706.45㎡
- イ 延床面積 23,920.50㎡
- ウ 階数 地上7階 塔屋2階（免震構造）
- 1階 駐車場等
- 2階 総合受付、外来、放射線、検査等
- 3階 リハビリ、管理部門等
- 4階 手術室、薬剤部等
- 5階 病棟（一般病棟2病棟）
- 6階 病棟（一般病棟、療養病棟 各1病棟）
- 7階 病棟（緩和ケア病棟1病棟）
- エ 構造 S造、SRC造
- (5) 診療科 内科、循環器内科、消化器内科、緩和ケア内科、外科、整形外科、眼科、
耳鼻咽喉科、皮膚科、放射線診断科、麻酔科、リハビリテーション科
- (6) 病床数 一般病床 120床（3病棟）
療養病床 40床（療養20床、地域包括ケア20床）
緩和ケア病床 20床（1病棟） 合計180床（5病棟）
- (7) 患者数（実績）
- | 区 分 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 外来（1日当たり見込み） | 196.8人 | 202.9人 | 207.0人 |
| 入院（1日当たり見込み） | 144.6人 | 155.4人 | 154.9人 |
- (8) 職員数（非常勤職員含み、委託業務職員を除く。） 約250人
- (9) 外来診療日 土・日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く
毎日
- (10) 外来受付時間 初診：午前8時～午前11時
再診：午前8時～午前11時30分

2 業務概要

(1) 業務名 石巻市立病院床頭台等設置運営業務

(2) 業務内容

ア 床頭台、テレビ、冷蔵庫等を設置することにより入院患者のアメニティ向上を図ること。

なお、納入する備品等は全て新品とし、中古品は一切認めない。

イ 設置した備品等について定期的に保守点検を行い、療養環境の維持に努めること。

ウ プリペイドカード課金式（以下、「カード式」という）を採用する場合、販売機及び精算機によるカードの販売・管理を行うこと。

エ 日額等レンタル申込方式を採用する場合、申込の受付から請求・入金まで、病院スタッフの負担とならない、もしくは最小限になるような手法とすること。

オ 床頭台設置に係る賃料として毎月の売上金額に一定の率を乗じた管理経費を本市に納付すること。

なお、一定の率については本提案において提案者が提示するものとする。

カ 作成した入院案内を、テレビで無料視聴可能とすること。

(3) 料金体系

入院患者の負担を考慮した料金設定とすること。またオプションにより、入院患者が求める機能を利用できるような設定とすること。各料金設定における目安は次のとおりとする。

ア テレビは100円（税込）で120分程度視聴できること。

イ 冷蔵庫は100円（税込）で24時間以上利用できること。

ウ 洗濯機は100円（税込）で1工程以上利用できること。

エ 乾燥機は100円（税込）で30分以上利用できること。

オ 洗濯機及び乾燥機は硬貨による使用もできること。

カ その他の備品は、無料で使用できること。

3 設置する機器の仕様

No.	機器名称	数量	仕様
1	床頭台A (4床室用)	128 台	・ 寸法はW500～550mm×D500～550mm×H1400～1450mm以内とする。 ・ 本体材質は木材とし、表面に抗菌加工が施されていること。 ・ テレビ、冷蔵庫、その他必要物品の設置スペースを有すること。 ・ カード式を採用する場合、プリペイドカードの使用状況、残金等が表示されること。

			・上部に棚として使用可能な天板を有すること。 ・天板の寸法はW500～550mm×D250～275mm以内とすること。 ・引出しを2つ有することとし、1つは床頭台と同等の幅を有するもの（以下「引き出し（大）」という。）、1つは床頭台幅の半分程度（以下「引き出し（小）」という。）のものであること。 ・引き出しのうち少なくとも1つを鍵付きとし、貴重品の保管を可能とすること。 ・移動用キャスターを有すること。 ・移動用キャスターを全て同時にロックする機能を有すること。 ・移動用キャスターのロックは床頭台前面で行えること。 ・折り畳み式のタオル掛けを有すること。
2	床頭台B (個室用)	52 台	・基本的な性能は「1 床頭台A」と同等とし、寸法をW500～550mm×D500～550mm×H1700～1750mm以内とする。 ・個室内に「7 冷蔵庫B」に定めるものを設置するため、冷蔵庫スペースは棚や引き出し等にする。
3	テレビA (4床室 用・カード 式)	180 台	・液晶テレビとし、画面サイズは19インチとする。 ・地上・BSデジタルチューナーを内蔵していること。 ・ワイヤレスリモコンを附属すること。また、リモコンは日本語表示で操作方法が分かりやすいこと。 ・リモコンは同病室内のほかのテレビに干渉しないこと。 ・利用し易い位置にイヤホン入力端子を備えており、市販イヤホンの使用が可能であること。 ・B-CASカードの盗難防止対策を講じること。 ・テレビはアームにより床頭台へ固定されていること。 ・テレビアームは利用者が自由に視聴角度の調整が可能であること。 ・テレビアームは、左右スウィング240度程度のディスプレイ可動範囲を有すること。
4	テレビB (化学療法室 チェア用)	4 台	・画面サイズは16インチ程度とする。 ・地上・BSデジタルチューナーを内蔵していること。 ・ワイヤレスリモコンを附属すること。また、リモコンは日本語表示で操作方法が分かりやすいこと。 ・リモコンは同室内のほかのテレビに干渉しないこと。

			・利用し易い位置にイヤホン入力端子を備えており、市販イヤホンの使用が可能であること。 ・B-CASカードの盗難防止対策を講じること。 ・テレビは化学療法室で使用している化学療法チェア（パラマウントベッド製 KA-8250G）に取り付けること。また、取付方法について提案すること。 ・利用料金は無料とする。
5	テレビC (化学療法室 ベッド用)	6 台	・基本的な規格及び性能は「4 テレビB（化学療法室チェア用）」と同等とすること。 ・テレビは化学療法室で使用している電動ベッド（パラマウントベッド製 KA-33121L）、又はベッドサイドレール（KS-161G）よりテレビアームにより取り付けること。 - もしくはベッドからの視聴が容易なテレビの設置方法について提案すること。 ・利用料金は無料とする。
6	冷蔵庫A (4床室 用・カード 式)	128 台	・床頭台に固定されており、庫内容量は 200 程度とする。 ・省エネ、静音タイプであること。 ・ドアは引出しタイプであること。 ・床頭台下部に設置すること。 ・抗菌仕様であること。 ・カード式の場合、テレビと共通のプリペイドカードで利用できること。また、利用の有無を選択できること。
7	冷蔵庫B (個室用)	52 台	・所定の位置に設置することとし、寸法はW500mm×D600mm×H1100mm以下とする。 ・容量は 1500程度とする。 ・2 ドアタイプとし、冷蔵室、冷凍室を備えること。 ・省エネ、静音タイプであること。 ・抗菌仕様であること。 ・日額レンタル式の場合、料金設定から除くこと。
8	ワードローブ	160 台	・寸法はW450mm×D500mm×H1800mmとする。 ・本体材質は木材とし、表面に抗菌加工が施されていること。 ・1 人用とする。 ・地震等による転倒防止のため、アンカー固定金具等により床への固定を行うこと。 - もしくは耐震性向上に向けた提案を行うこと。

			・ 内部に棚、ハンガー掛け、下足入れを有すること。 ・ 防犯のため施錠できる構造とすること。 ・ 鍵は床頭台の引き出し用鍵と同じリストバンドに取り付ける等、管理しやすい工夫を行うこと。 ・ 隣接して設置する同種のワードローブと連結すること。
9	ソファ ー ベ ッ ド A (特別個室 用)	2 台	・ ローリング式のソファーベッドとする。 ・ スプリングはポケットコイル式とする。 ・ ソファー時は 2～3 人掛けソファーとして使用でき、座面部分を操作することによりベッドとして使用できること。 ・ ソファー時の寸法はW2000mm×D900mm×H700mm以内、ベッド時の寸法はW2000mm×D1100mm×H400mm以内とする。 ・ 座面の高さは 400mm程度とする。 ・ 張材は消毒薬品による清拭が可能であること。 ・ 座面下に収納スペースを有すること。 ・ ソファー時、ベッド時ともに利用できるカバーを附属すること。 ・ 特別個室に設置することを考慮し、No.10 より上質なものとする。
10	ソファ ー ベ ッ ド B (個室(大) 用)	8 台	・ ローリング式のソファーベッドとする。 ・ スプリングはポケットコイル式とする。 ・ ソファー時は 2～3 人掛けソファーとして使用でき、座面部分を操作することによりベッドとして使用できること。 ・ ソファー時の寸法はW2000mm×D900mm×H900mm以内、ベッド時の寸法はW2000mm×D1200mm×H400mm以内とする。 ・ 座面の高さは 400mm程度とする。 ・ 張材は消毒薬品による清拭が可能であること。 ・ ソファー時、ベッド時ともに利用できるカバーを附属すること。 ・ 座面下に収納スペースを有すること。
11	応接 テ ー ブ ル	10 台	・ 寸法はW1100～1200mm×D500～600mm×H450～550mm以内とする。 ・ 病室に設置することを考慮し、適切な仕様とすること。

12	小机	32 台	・ 寸法はW600～750mm×D600～750mm×H600～800mm以内とする。 ・ 病室に設置することを考慮し、適切な仕様とすること。
13	いすA (4床室用)	128 台	・ 各 4 床室へ、見舞客用のいすを 1 ベッドにつき 1 台設置すること。 ・ 利用者が快適な寸法、座面高であること。 ・ 4 床室に設置することを考慮し、<u>折り畳み可能でコンパクトなものであること。</u>
14	いすB (個室用)	52 台	・ 各個室へ、見舞客用のいすを 1 台ずつ設置すること。 ・ 利用者が快適な寸法、座面高であること。 ・ 背もたれを有すること。
15	カード販売機 (カード式を採用する場合)	3 台	・ 販売するプリペイドカードは、テレビ、冷蔵庫、ランドリーシステムで共通利用できること。 ・ プリペイドカードは当院のみで利用できるものであること。 ・ 車いすや高齢の患者が利用しやすい機器とすること。 ・ 転倒防止の配慮がされていること。 ・ 盗難防止対策及び防犯対策が施されていること。 ・ カード販売実績が出力できること。
16	カード精算機 (カード式を採用する場合)	3 台	・ 10 円単位で精算できること。 ・ 車いすや高齢の患者が利用しやすい機器とすること。 ・ 転倒防止の配慮がされていること。 ・ 盗難防止対策及び防犯対策が施されていること。 ・ 手数料等は無料とすること。
17	紙幣両替機	1 台	・ 1 万円札、5 千円札、2 千円札を千円札に両替可能なものであること。 ・ 寸法はW450mm×D400mm×H1,200mm (スタンド含む) 程度とすること。
18	洗濯乾燥機	6 台	・ 洗濯乾燥機 2 台を各階に設置する。 ・ 全自動とし、容量は 4.5 kg程度とする。 ・ 低騒音、省エネタイプとすること。 ・ テレビ及び冷蔵庫と同一のカードによる使用のほか、硬貨による使用も可能とすること。

4 暴力団等の排除について

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者及び石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降の全ての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により発注者に報告すること。
- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、担当課長と協議を行うこと。
- (8) 発注者は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

5 その他

- (1) 設置場所
別紙：「床頭台等配置表」参照
※設置場所は変更となる可能性があり、詳細な設置位置については後日協議することとする。
- (2) 保守点検体制
ア 設置備品の故障に対応するため、十分な予備機を用意すること。
イ システム、備品の故障、メンテナンス及び苦情等へ迅速に対応すること。
ウ システム、備品の保守点検は設置業者の責任により行い、その費用は設置業者の負担とすること。

(3) 経費負担

次に掲げる経費等は、全て事業者の負担とする。

ア 設置運営経費

イ NHKの放送受信料、放送受信契約に係る経費

ウ 本市又は利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費

エ 事業者の責めによる施設、設備及び備品の破損に係る修繕費

オ 賃貸借契約の終了に伴う施設、設備及び備品の原状回復費

(4) 契約の解除

発注者は、受注者が本仕様書に記載されている事項を誠実に履行しないと認めた場合は、契約期間中であっても契約を解除できる。

(5) 業務の引き継ぎ

受注者はこの業務を契約期間の終了後、継続して受注しない、又は契約期間中に受注できなくなった場合は、新たに受注したものと協力し、円滑に機器の入れ替えを行うよう努めなければならない。